

令和6年度
白川村混雑等情報発信 WEB サイト制作業務
公募型プロポーザル実施要領

岐阜県白川村

1. 目的

マイカー混雑状況とマナー啓発を組み合わせたオーバーツーリズム(観光公害)対策総合 WEB サイトを開設し、「混雑予測・混雑状況」を事前に知らせることにより、ずらし観光などの観光客の行動変容を促し、現地に来てしまってからでは手遅れとなる渋滞問題の緩和を図るとともに、白川郷レスポンスブル・ツーリズムを国内外の観光客に対して効果的に周知することを目的とする。

2. 企画提案に係る業務名

白川村混雑等情報発信 WEB サイト制作業務

3. 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日(金)まで

4. 業務内容

「白川村混雑等情報発信 WEB サイト制作業務仕様書」のとおり

5. 委託料の上限

上限 7,055 千円(消費税および地方消費税の額を含む。)

6. 応募資格

応募資格者は、下記に記載する応募資格の要件を全て満たす者とする。複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれも応募資格を満たす者であり、共同提案者の中から代表者を定めたうえで応募すること。村との契約の当事者は当該代表者とする。なお、単独で応募した者は、共同提案の構成員となることができない。

- (1) 白川村や他自治体の受注実績があり、業務の達成が十分に見込めること
- (2) 本業務の実施において、村の要求に応じて即座に対応できる体制を整えていること
- (3) 白川村の入札参加資格者名簿(物品・その他)に登載されている又は入札参加資格審査申請書が提出されていること。なお、参加資格の申請は郵送又は宅配便により行うこと。入札参加資格審査申請については、白川村ホームページ <https://www.vill.shirakawa.lg.jp/2142.htm> を確認のこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと
- (8) 単独で企画提案したコンペ参加者は、共同提案の構成員となることができないこと

7. 応募方法

(1) 提出書類

様式1、様式2、様式3、企画提案書、業務見積書、年間の運用及び保守管理費の見積書を各8部

①企画提案参加申込書(様式1)

②法人等概要書(様式2)

③過去5年間における類似事業の主な受注実績(様式3)

④企画提案書(任意様式)

・企画提案書は A4の用紙(縦・横を問わない)に記載し、表紙を含め18ページ以内とする。文字の大きさは11ポイント以上とし、両面印刷(モノクロ・カラーを問わない)で提出すること

・企画提案書には以下のアからコまでの項目を必ず網羅したものとすること。タイトルは自由に設定して良い。

- ア. カメラ画像を活用した混雑状況の可視化について
- イ. 白川郷レスポンスブル・ツーリズム特設 WEB サイトへの誘導について
- ウ. 混雑予測をサイト上でユーザーが調べることができる機能又はコンテンツ
- エ. 天候情報発信の方法について
- オ. 主要道路交通情報を発信できる機能又はコンテンツ
- カ. SNS を活用したリアルタイム情報発信について
- キ. CMS 機能について
- ク. 多言語対応について
- ケ. 検索エンジンの最適化(SEO)対応について
- コ. その他の提案事項について

・提出する企画提案書は各社1案までとし、企画提案書提出後の追加および修正は原則認めない
・企画提案書に写真やイラストを用いる場合は、その著作権者から承諾を得る事。なお、白川村のホームページの「白川郷写真貸出」にアップロードされている写真は自由に使って良い

⑤業務見積書(任意様式)

- ・白川村長あてとすること
- ・業務見積書の業務名を「白川村混雑等情報発信 WEB サイト制作業務」とすること
- ・見積金額の上限は 7,055 千円(消費税および地方消費税の額を含む。)となることに留意すること
- ・本業務の見積額の合計(消費税を含む)、可能な限り具体的な各項目の内訳を記載すること

⑦年間の運用及び保守管理費の見積書(任意様式)

- ・白川村長あてとすること
- ・見積書の業務名を「白川村混雑等情報発信 WEB サイト維持管理業務」とすること
- ・12 か月分の運用及び保守管理費を見積もること
- ・白川村混雑等情報発信 WEB サイト制作業務仕様書の「6. 業務内容」中、「(2) サーバー及びドメイン」を参照すること
- ・本業務の見積額の合計(消費税を含む)、可能な限り具体的な各項目の内訳を記載すること

(2) 提出期限

令和6年6月17日(月)午後5時(厳守)

(3) 提出先(問合せ先)

〒501-5692 岐阜県大野郡白川村鳩谷517番地 白川村役場観光振興課
電話: 05769-6-1311(代表)
担当: 小瀬
電子メール: kose-tomoyuki@vill.shirakawa.lg.jp

(4) 提出方法

持参もしくは郵送・宅配便(持参の場合の受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。郵送・宅配便の場合は、書留等配達証明が証明できる方法とする)とするが、できる限り郵送・宅配便でお願い致します

(5) 注意事項

- ・企画提案は、1応募者につき1点とする
- ・企画提案書等の差し替え及び再提出は、特段の事情が無い限り認めない
- ・提出された企画提案書等は返却しない
- ・本プロポーザルに参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする

8. 質疑および回答

- (1) 質疑の受付期限
令和6年6月 11 日(火)正午まで
できる限り簡潔な内容での質問にご協力願います
- (2) 受付方法
電子メールのみ。送信後、必ず電話で到着確認を行うこと
電子メール：kose-tomoyuki@vill.shirakawa.lg.jp
担当：小瀬
- (3) 質問に関する回答
回答は質問者に電子メールで回答するとともに、白川村ホームページに掲載する

9. 企画提案書等の審査

- (1) 選定方法
別に設置する「審査委員会」において、期限までに提出された企画提案書およびプレゼンテーションにより、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。なお、企画提案の応募が3提案を超える場合は、書面審査による一次審査を行う(応募が3提案以下の場合は、一次審査を行わない)。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めないものとする。
- (2) プレゼンテーションおよび審査日
 - ①開催日(予定)： **令和6年6月21日(金)**
 - ②開始時刻： **令和6年6月 18 日(火)**までに応募者の担当者宛に電子メールにより通知する
 - ③開催方法：
 - ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順の逆とし、1応募者あたりのプレゼンテーションの時間は、50 分以内(説明 30 分以内、質疑応答 20 分程度)とする。ただし、都合により1応募者あたりのプレゼンテーション時間を変更する場合がある
 - ④審査方法： 企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価する
 - ⑤審査基準： 別紙「審査基準」のとおり
 - ⑥審査結果の通知および公表
 - ・審査結果は、各提案者に書面により通知する
 - ・全提案者の審査結果を白川村ホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の会社名については公表しない。

10. 契約の締結

受託候補者として選定した者と白川村が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で、随意契約による契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11. 企画提案のスケジュール(予定)

公募開始	令和6年5月30日(木)
質問締切り	令和3年6月11日(火)正午
応募書類の提出期限	令和3年6月17日(月)午後5時(厳守)
プレゼンテーションおよび企画提案書の審査	令和6年6月21日(金)午後1時30分から
審査結果の通知	令和3年6月24日(月)(発送予定)

契約締結	令和3年6月28日(金)(予定)
------	------------------

(別紙) 審査基準

審査項目		審査の視点	審査主体	配点
企画提案 内容	事業理解度	本業務の目的を理解し、その達成のための的確な提案となっているか	審査委員会	10点
	コンテンツ制作	仕様書に示したコンテンツが網羅されており、目的に対する効果を高める提案となっているか		20点
	多言語対応	外国人観光客の利用が多いことを想定したうえで、多言語発信の効率化を図る提案となっているか		10点
	独創性	白川村の地域性や課題を踏まえ、独自性や創意工夫により、特色のある提案が盛り込まれているか (仕様書に定められている手法以外の提案も可)		20点
	プレゼンテーション	説明に説得力があるか。業務に関する誠実さや熱意を感じられるか		10点
業務の実 現性	業務遂行力	本業務を円滑に遂行するための体制が整っているか	事務局	10点
	業務実績	本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか		10点
	見積金額	委託料の上限 7,055 千円に対する見積金額及び年間の運用及び保守管理費に対する見積金額 ※最低額を提案した事業者に 10 点、以下安価な順に 8 点、6 点とする。		10点

採点区分	10点満点	20点満点
非常に優れている	10点	20点
優れている	8点	16点
普通	6点	12点
やや劣る	4点	8点
劣る	2点	4点

※申し込みが1者の場合は、合計点が60点以上の場合、候補者とする。